

2. 区役所・総合支所での手続き ～ 基本の持ち物・注意事項 ～

主に必要となるもの

手続きに来られる方（ご遺族・ご親族など）のもの

■ 本人確認書類

顔写真付きの場合は1点、顔写真のないものは2点お持ちいただく必要があります。

顔写真付きのもの

[例] マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書など

1 点



または

顔写真のないもの

[例] 健康保険証または資格確認書、年金手帳または基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、生活保護受給者証、年金証書など

2 点

年金手帳



■ 預貯金通帳やキャッシュカードなどの口座番号確認書類

（国民健康保険（後期高齢者医療）に加入されていた場合は、葬祭を行った方の預貯金通帳などが必要です）

■ 委任状（代理人が手続きをする場合）

※委任者の自署が必要です。

※詳細は40～41ページをご参照ください。

亡くなられた方のもの

■ マイナンバーカード

■ 国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者証または資格確認書、介護保険などの被保険者証

■ 各種受給者証、身体障害者手帳・療育手帳など

■ 死亡診断書の写し

亡くなられた方のマイナンバーカードについて

■ 相続などの手続きで、亡くなられた方のマイナンバーを求められる場合があります。諸手続きが済むまでは、マイナンバーカードや通知カードは廃棄せずにお手元に保管しておくことをおすすめします。

■ すべての手続きが終わりましたら、戸籍住民課（宮城総合支所は税務住民課・秋保総合支所は総務課）窓口に戻納いただくか、はさみを入れて処分していただいても結構です。

ご注意

■ このハンドブックは、戸籍の死亡届の提出後に必要となる手続きをご案内しております（火葬がお済みの場合は、死亡届の提出は済んでいます）。